

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月30日
【会社名】	ENECHANGE株式会社
【英訳名】	ENECHANGE Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 城口 洋平 代表取締役COO 有田 一平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
【電話番号】	(03)6774-6601
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
【電話番号】	(03)6774-6601
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 杉本 拓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月30日開催の当社第7期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 2022年3月30日

(2) 当該決議事項の内容  
 第1号議案 定款一部変更の件  
 定款を次のとおり、一部変更する。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11)(条文省略) (新設) (新設) (12) <u>バーチャルパワープラントを利用したサービス及びシステムの企画、開発、販売、運用、保守及びコンサルティングに関する業務</u> (13) <u>省エネルギー設備を利用したサービスの企画、販売、工事、仲介及びコンサルティングに関する業務</u> (14) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u> (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 第4条～第11条(条文省略) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設) 第13条～第14条(条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11)(現行どおり) (12) <u>電気自動車の充電器の設置、充電サービスに関する業務</u> (13) <u>電気自動車の充電に関連するサービス及びシステムの企画、開発、販売、運用、保守及びコンサルティングに関する業務</u> (14) <u>バーチャルパワープラントを利用したサービス及びシステムの企画、開発、販売、運用、保守及びコンサルティングに関する業務</u> (15) <u>省エネルギー設備を利用したサービスの企画、販売、工事、仲介及びコンサルティングに関する業務</u> (16) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u> (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。 第4条～第11条(現行どおり) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 第13条～第14条(現行どおり)

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第18条(条文省略) (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8名</u>以内とする。</p> <p>第20条～第43条(条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条(現行どおり) (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p>第20条～第43条(現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p>附則</p> <p><u>第 1 条 (本店の所在地に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条の変更は、2022年 6 月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則第 1 条は、本店移転の効力発生日にこれを削除する。</u></p> <p><u>第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 1 5 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則第 2 条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役として、城口洋平、有田一平、武田稔、森暁彦、吉原信一郎、藤田研一、曾我野達也、坊垣佳奈の 8 氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	103,979	2,378	-	(注)1	可決 97.77
第2号議案					
城口 洋平	100,649	5,740	-	(注)2	可決 94.62
有田 一平	100,647	5,742	-		可決 94.62
武田 稔	105,719	670	-		可決 99.37
森 暁彦	105,722	667	-		可決 99.38
吉原 信一郎	102,642	3,747	-		可決 96.46
藤田 研一	105,748	641	-		可決 99.40
曾我野 達也	105,726	663	-		可決 99.38
坊垣 佳奈	105,692	697	-		可決 99.35

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
- 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までのインターネット及び書面による議決権行使分並びに当日出席のすべての株主分)に対する、インターネット及び書面による議決権行使分並びに当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上